

○福岡県専門医研修資金貸与条例

令和二年三月三十一日

福岡県条例第十五号

福岡県専門医研修資金貸与条例をここに公布する。

福岡県専門医研修資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、県内の病院又は診療所の特定診療科(以下「県内の特定診療科」という。)において専門研修を受けている医師で、将来、県内の特定診療科において勤務しようとするものに対し、研修資金を貸与することにより、県内における地域医療の充実に必要な医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定診療科 医師の確保が特に必要な診療科として規則で定めるものをいう。
- 二 専門研修 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で規則で定めるものをいう。
- 三 研修資金 専門研修のための資金をいう。
- 四 指定勤務 規則で定める病院又は診療所において、特定診療科の医師として従事することをいう。
- 五 貸与期間 研修資金の貸与を受けた期間をいう。
- 六 業務従事期間 規則で定めるところにより指定勤務に従事したと認めた期間をいう。
- 七 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定による育児休業をいう。
- 八 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業及び同法第六十一条第六項において読み替えて準用する同条第三項の規定による休業をいう。

(貸与の対象者)

第三条 研修資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 県内の特定診療科において、専門研修を受けている者(規則で定める者を除く。)であること。
- 二 専門研修を修了した後、引き続き指定勤務を行おうとする者であること。

(貸与の額等)

第四条 研修資金の貸与の額は、月額十五万円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 研修資金は、三年の期間を超えない範囲内で貸与する。

(貸与の手続)

第五条 研修資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に研修資金の貸与を申請しなければならない。

2 知事は、第三条各号に掲げる要件を備える者のうちから、予算の範囲内で、研修資金を貸与する者を決定するものとする。

(保証人)

第六条 研修資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の中止及び停止)

第七条 知事は、研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事実の生じた日の属する月の分から研修資金の貸与を中止するものとする。

- 一 死亡したとき。
- 二 専門研修を中止したとき。
- 三 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 四 心身の故障のため専門研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- 五 研修資金の貸与を受けている者として不適当と認められるとき。
- 六 その他研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 知事は、研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事実の生じた日の属する月の分から研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された研修資金があるときは、その研修資金は、貸与の再開に至った日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 一 専門研修を休止したとき。
- 二 受けている専門研修が三十日以上の間、県外の病院又は診療所で実施されるとき。

(返還)

第八条 研修資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、貸与が終了したとき又は前条第一項の規定により研修資金の貸与が中止されたときは、当該終了し、又は中止された日の翌日から起算して三十日以内に、貸与を受けた研修資金を返還するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、規則で定めるところにより返還することができる。

(利息及び延滞金)

第九条 被貸与者は、前条の規定により貸与を受けた研修資金を返還するときは、当該研修資金の貸与を受けた日の属する月の翌月から貸与が終了した日又は第七条第一項の規定により貸与が中止された日の属する月までの期間(当該期間に、次条の規定により研修資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行の猶予を受けた期間がある場合は、当該猶予を受けた期間を除く。))について、貸与を受けた研修資金の額に年十パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する利息を支払わなければならない。

2 被貸与者は、正当な理由がなくて貸与を受けた研修資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、規則で定めるところにより、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、貸与を受けた研修資金と前項に規定する利息との合計額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第十条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができる。

- 一 指定勤務を行っているとき。
- 二 心身の故障、災害その他やむを得ない理由により研修資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第十一条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、貸与した研修資金の返還債務を免除するものとする。

- 一 専門研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間に相当する期間を経過するまでの間(育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により指定勤務を行うことができない期間(通算して三年間を上限とする。))を除く。)、指定勤務を行ったとき。
- 二 指定勤務を行っている期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第十二条 知事は、前条に規定する場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により貸与を受けた研修資金を返還することができなくなったと認められるとき、その他必要と認めるときは、規則で定めるところにより、返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定

める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。